



オーストラリアを代表する世界遺産、オペラハウス 撮影：竹之下 三生氏

C O N T E N T S

- | | | | |
|----|-----------------------------------|----|-----------------------|
| 01 | 特集1 ふるさと人物紀行 — 久保田 五十一さん — | 09 | 税だより(年末調整について) |
| 03 | 税を考える週間特集 | 10 | 税だより(府税事務所からのお知らせ) |
| 05 | らうんじ — 新人教育の1幕 船越 幸生 — | 11 | 郷土味めぐり — ピッコロ・カンフォロ — |
| 06 | ひろば — 耕心塾雑記 梶川 良一 — | 12 | 名所ところどころ — 四條畷八景 — |
| 07 | 税だより(源泉徴収事務・法定調書作成事務におけるマイナンバー制度) | 13 | 部会だより |
| 08 | 税だより(給与所得の源泉徴収票の作成について) | | |



郷土四市の地域を結び、繋ぐ

税と繁栄

門真納税協会

検索

<http://www.nk-net.co.jp/kadoma/>

ふるさと 人物紀行

技術の継承、55年間のバットづくり

終えて今想うまじと！

イチロー、松井秀喜、落合、ピート・ローズ始め 一流のプロ野球選手のバット作りを手掛けて



野球の本場、アメリカのメジャーリーグで今年数々の世界記録を成し遂げたイチロー。2年前までミズノの養老町の工場、イチロー選手を始め日本のプロ野球を代表する一流選手のバット作りを55年間手掛けてきた久保田五十一さんは、現代の名工にも選ばれた人。

イチロー、松井秀喜、落合博満、原辰徳、メジャーリーグの世界記録を持つピート・ローズ、久保田さんのバットづくりで伝説のスターの数は200名を超すと云われる。名匠の偉業は後継育成に尽力を尽くしてこられたこと。

お話しを聞きに滋賀の甲賀市信楽の駅前にある、「そば処・山久」へ伺った。

現在、久保田さんは「そば処・山久」の支配人兼料理長として第二の人生を送られているが、週末には、ふるさと岐阜の養老町から夫人と共にお店に通っておられる。

「継続は力、今も毎朝5時に起き、腹筋、背筋を200回、自宅の近くの険しい山道を歩き大自然の中で変わらぬ日々を送られているが、その人柄は博識で実に謙虚。素晴らしい人間力は、退職された後も松井秀喜を始め多くの名選手との交友で訪れていることに物語られる。

人生の多くをバット作りひと筋に過ごされてきた久保田五十一さんに、貴重なお話を伺いました。

42歳で今もメジャーリーグで大活躍のイチロー選手といえは久保田さんが作られたバットが話題に。長い間プロ野球選手のバットを手掛けてこられた久保田さんにその足跡をお聞きしたいのですが…

久保田 出身も岐阜県の養老町で、中学を卒業してすぐにミズノの養老工場に入社しました。勤続年数は55年。2年前の71歳まで働いていました。65歳で退職する予定でしたが、後継者が育つまでと71歳まで勤務し、ようやく後継者育成にメドがたち引退することに。現在の「そば処・山久」は、もともとここが始めた店で週末だけ蕎麦の店をやり信楽まで来ていますね(笑)。65歳を超えてから、ミズノに送られてくるバットの素材のアイデアの枠材の不良扱いされるのが気になって何とか自分の技術で他の道具につくり変えてやりたいとバット以外でもつかってもらえればと麵棒をつくった訳です。

バットづくりの名人(現代の名工)

くぼた いそかず
久保田 五十一さん(73歳)

Kubota Isokazu

1943年、岐阜県養老町出身。59年にスポーツメーカー美津濃株式会社(現ミズノテクニクス株式会社)に入社。以来、養老工場にて一貫してバット製造に携わり、バット削り加工に精通し60年代からプロ野球選手のバット製作を担当し、プロ野球の一流選手、(落合博満(三冠王)、原辰徳、松井秀喜、メジャーリーグで大活躍のイチローやランディ・バース、ピート・ローズ等)数々の名選手のバットづくりを手掛けてきた。
2003年には現代の名工に選ばれ、05年、黄綬褒章を受章。2015年バットづくりの匠の技を継承し、55年間の勤務を終えて引退。現在滋賀県甲賀市の手打ちそば店を営む。



ものづくりの基本は「心」 真面目、丁寧、 そして規律が大切！

イチロー選手とはオリックス時代からメジャーリーグで活躍の時代まで長い間バットを手掛けてきました。私が引退するときイチロー型バットを200セットだけ限定で作りました。ですがもう在庫はないですね。ピート・ローズの記録を日米通算4257本の記録を破った時は嬉しかったですね。メジャーリーグ通算3000本は立派です。最初からメジャーリーグで活躍すれば、ピート・ローズの記録を破っていたと思います。

皆さんはイチローのバットの一本当たりの値段が気になると思いますが、ミズノのアドバイザー契約で無償です。金額に換算すると、バットの材料として北海道から送られてくるアイデアの1、2%しか使われません。

久保田さんが手掛けたプロ野球選手バットへのこだわりも強い印象

特集01 ふるさと人物紀行(管外編)

久保田 やはり一流と云われる選手はバットへのこだわりも強い印象

に残るのは、落合選手(当時の中日)ですね。0.1ミリのバットの削り方で注文を受けます。機械削りでは限界があり究極のバット仕上げでした。

最盛期には200人ぐらいのバットを手掛け、スタッフは3名で形に仕上げる工程と塗りとか研磨は別のスタッフが受け持ちます。ミズノでは様々なスポーツ用具も取り扱いますが150年間、道具に木を使い続けているのは野球だけです。その意味では野球の記録はわかりやすい。いかに人間の努力が精進してきたかが分かりますね。

私は55年間ずっとバットを作ってきましたが、実は草野球すらしなかったんです(笑)。昭和34年に入社した時に、初めて野球に硬式と軟式があるのを知った訳です。

38歳の時にピート・ローズがナショナルリーグの記録を作りミズノのアドバイザーになり私が手掛けることになりましたが、アメリカは量産でバットを作るのですが、ローズはバットにこだわり私が担当しました。アメリカのカーパズタウンの野球殿堂博物館にも行きましたが150年の歴史の中で4000本以上打ったのはローズとタイ・カッパ、そしてイチローだけですね。うちの2人のバットを作らせて戴いたのはラッキーで、又、誇りですね。

バットづくりはあくまでも仕事と割り切って作りました。55年間も一流選手の手をバットを作れたのも野球をやらなかったことが幸いだったと解釈しています。知らないから自分の好みで作らない。どんなバットを求められても、その人に合うバットを作ったあげたい一心でした。

例えば、酒造りの杜氏でも酒を飲めない良い杜氏も多くなります。飲める人

よりずっと繊細です(笑)。

バット作りで最も大切なのが素材です。料理も素材を越える料理法はないですね。バットづくりも材料探しが重要で、何度も生産地の北海道へ行きました。自然の中でいい木が育っているか大切です。生産地の土地柄もバット作りも同じぐらい大切です。

65歳から71歳まで、先輩から預かったバットを作る技術を後輩にバトンタッチする時間が5年間かかりました。

無事後継者に託すことが出来たことが何よりやり遂げた気がしています。これが技術者の最低限のマナーだと思っています。

会社の組織にいると上司のほうを向いて仕事をすることが多いが、私は違うと思います。

会社の上から評価されるのではなく、ミズノ組織内でお客様に目を向けている職人としてナンパーワン、オンリーワンになりたかった。バットを作らせて戴いているお客様を意識してのナンパーワンをめざしてほしいと思います。

本当に素晴らしいお話有りがとうございます。ものづくり、技術国日本の大切さをお聞きした想いです。好きな言葉と現在の趣味は何ですか。

久保田 やはり「真心」ですかね。昔も今も変わりません。ふるさとの養老で野山も歩きそして鮎釣です。今も養老に住んでいてそば処は金、土、日だけ。奥さんが野菜づくりで私は池を作ってモロコを飼っています。
今日一日、一生懸命生きれば悔いはないですね。(笑)

取材後記

一流選手のバットづくりの 名人は人生の達人

今も米国メジャーで大活躍のイチロー、そして松井秀喜、落合博満、ピート・ローズ、ランディ・バース等、日米のプロ野球選手のバットを手掛けてきた久保田さんの人生は現役を引退されても不動。中学を卒業と同時に美津濃に入社。以来55年間ひたすらバット作りを打ち込み、一流プロ野球選手のバットを手掛けてきた。2003年には、現代の名工に選ばれたその技術を後継者に継承され71歳で引退されたが、ふるさと養老町で自らを鍛え、滋賀県信楽の地でそば店を営み、第一の人生を歩んでおられる人生の達人。常に謙虚な人でもある。

「継続は力」。毎朝5時に起き、腹筋、背筋200回、自宅の山道を歩き自然と親しむ生活は今も変わらぬ。
ものづくりの基本は「丁寧さ」「心」を大切に真面目さが無いといものはつくりたいと語られるお話は教えられることの多い取材でした。



インタビューを終えて、今も交流されているイチロー・松井の写真をバックに、久保田さんと広報部会役員(山久の店内にて)

(文責・加藤忠廣)

納税協会は、税の最新情報をお届けし、
企業と地域社会の健全な発展を力強くサポートします。

一暮らしの安心を支える「税」納税協会です。税の知識を高めよう

● 簿記教室、パソコン会計教室
● 税法実務研修会
● 納税月報「納税協会ニュース」
● 主要税法取扱便覧「土地建物の
税務」など、分かりやすい小冊子
を無料で提供しています。

税の研修会・説明会の開催

● 法律相談日
毎月1回（予約制）
● 税法相談日
毎週水曜日 午後2時～4時
● 法律相談日
毎月1回（予約制）

税・法律の相談日

納税協会事務局で税・法律の相談
を行っています。

11月は納税協会強化月間です

あなたも納税協会の活動に参加してみませんか！

● 各種経営セミナー
● 新設法人説明会
● パソコン会計教室
● 充実した福利厚生制度
不測の事態から企業を守り事業を
継続するため納税協会独自の充実
した各種保険制度を用意しています。

管内市民まつりへ協賛

管内で開催される市民まつり等に
協賛出展し、税の普及活動を行っ
ております。

納税協会は、人材育成はじめ
サポートが充実しております

充実した福利厚生制度

● 各種経営セミナー
● 新設法人説明会
● パソコン会計教室

税を考える週間キャンペーン

今年のテーマは「暮らしを支える税」

11月11日から17日までの1週間は、「税を考える週間」です。
毎年この期間中は、税の意義や役割について理解を深めていただく
ため、税に関する様々な催しが開催されます。
現在、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成のため、
「税制抜本改革」が進められています。私たちの社会保障制度を将来
世代に受け継ぐためには、安定的な財源が欠かせません。この機会に、
改めて、私たちの生活と税の役割について考えてみませんか。



キャンペーン

○ FM放送でのキャンペーン
日時 11月10日(木)
午後3時45分～
場所 FMもりぐち

まちかどコンサート

日時 11月8日(火)
午後2時～
午後4時～
会場 ポップタウン住道
1階プラザフェスタ
内容 まちかどコンサート
(オペラアリア集)
税金クイズ等



表彰式・表敬式

○ 納税表彰式
日時 11月11日(金)
午後3時～
場所 ホテルアゴラ大阪守口
○ 中学生・高校生の
「税についての作文表彰式」
日時 12月13日(火)
午後3時～
場所 守口文化センター3階

租税教室

日時 11月1日(火)
場所 大東市立住道北小学校

日時 11月9日(水)
場所 大東市立南郷中学校

講演会

日時 11月16日(水)
午後2時30分～
場所 大阪産業大学
内容 国税に関する講演

**税金クイズと
ふれ愛コンサート**

日時 12月13日(火)
午後4時～
会場 守口文化センター
エナジーホール
内容 税金クイズ
税の優秀作文朗読
ふれ愛コンサート
(大阪桐蔭高等学校
吹奏楽部)



広報部会スタッフ

藤本 和俊 天恵 東坂 巖 天恵
竹之下 三生 守日 加藤 忠廣 門真
中原 毅 天恵 今平 泰宏 四條 昭
濱上 知之 守日 豊川 完 守日
津田 英人 守日 村上 光史 守日
服部 浩之 守日 中西 正憲 門真
中国 隆一 門真 田村 修己 門真
菊地 武秋 門真 盛田 昭一 門真
青井 一彦 門真 中道 寛 門真
東野 千宏 門真 中島 達男 天恵
田中 康博 天恵 中村 真也 天恵
中嶋 信昭 天恵 吉村 勝久 四條 昭
松元 佳二 四條 昭 堀川 良一 四條 昭
川本 耕作 四條 昭 大野 明彦 四條 昭
田村 耕作 四條 昭

本紙に関するご意見・ご要望は
広報部会へお問い合わせ下さい。

新入会員勸奨 会員の皆様には、
未加入者の新規加入勸奨を
お願い致します。

◇ 協会に加入されますと、税に関する最新情報・各種研究会・
無料税務相談・法律相談・内外税務研修等に参加できます。

TEL 06-6908-0631 FAX 06-6908-4872

納税協会ホームページ URL <http://www.nk-net.co.jp/kadoma/>

管内市民まつりに協賛
税の広報を推進

○ 四條畷市民の集い

日時 10月23日(日)
午前9時45分～
場所 四條畷西中学校
グラウンド

○ 守口市市民まつり

日時 11月6日(日)
午前10時～
場所 京阪百貨店守口店
駐車場

○ 門真市農業まつり

日時 11月12日(土)
午前9時～
場所 JA北河内
門真中央支店駐車場

※各まつりに出展し、税のPR
や税金クイズを実施いた
します。
是非お立ち寄り下さい。



耕心塾塾主の川西 勝久さん



特別講師の伊與田 覺さん



耕心塾開塾15周年記念で挨拶する川西さんと紀寿特別講演の伊與田 覺先生と川西夫妻

耕心塾は毎月第3金曜日の夜19時30分から四條畷市二丁通町、川西勝久氏宅にて開催される論語を中心とした勉強会です。年1回は伊與田覺先生を、3回は漢字について山本史也先生を特別講師としてお招きし、通年の論語は築山文雄先生の講師陣です。

私が耕心塾に夫婦で参加させて頂く様になったのは、当時講師のお1人であった今は亡き元四條畷市教育長の櫻井敬夫先生が居られた事と、その穏和な人柄に引かれたからです。先生のお話は毎回異なったテーマで

した。さて、耕心塾は「教育勅語」「かな論語」「大學」を読む事より始まりま

す。「教育勅語」は現代人が忘れがちな夫婦、親子のあり方と愛国の精神が簡潔な文書でかかれています。論語は約二千年前の中国の孔子の言葉の後年編纂した書物で、仁と孝を中心

に人としての在り方を説いています。現在でも通じる内容で、新入社員教育に採用している会社も有ると聞き、今でも多くの人に読まれています。

私の知人で韓国よりの元留学生の

方、洪沢栄一の「論語と算盤」を座右の書とされているそうです。論語は初めて読んだ時は理解出来た様に思われましたが、繰り返し読んで行くと奥深くひとつの語句でも此れほど理解すべき意味合いが異なってくる書物も無いのでは無いかと思

います。陽貨第十七に「仁を好みて學を好まざれば其の蔽や愚、知を好みて學を好まざれば其の蔽や財、直を好みて學を好まざれば其の蔽や絞、勇を好みて學を好まざれば其の蔽や亂、剛を好みて學を好まざれば其の蔽や狂」の一節が有ります。私はこの一節が好きで心に留め、以下の様に解

真撃に学ぶ姿勢が大切であると。昨年

の平成27年2月8日には耕心塾開塾15周年記念の祝賀会が大阪キャッスルホテルで催されました。その時の特別公演が伊與田覺先生御年百歳紀寿特別講演でした。今でも毎日が勉強と言われる先生には畏敬の念を抱きました。本当に頭が下が



新栄産業 代表者 梶川 良一

「耕心塾雑記」

大阪国税局管内には83の税務署があります。漢字で表記すると少し読みづらい税務署名もご紹介します。門真税務署も「国税庁ホームページ」の「税務署所在地・案内(大阪府)」では「門真(かどま)」とフリガナが付けられており、そのほか「枚方(ひらかた)」や「豊能(とよの)」にもフリガナが付けられております。関西在住以外の方や土地勘等のない方には読みづらいのかもしれないですね。その先輩は、そういった点に着目し、大阪国税局管内83の税務署名が

漢字で記載された「くじ」を新人に引かせ、税務署名を大きな声で読み上げさせるという余興を企画しました。「おおつー」「こうべー」と、勢いよく新人が読み上げ、しばらく順調に余興が進みます。

この段階で面白く思っていないのは進行を務める先輩です。「くそ、順調すぎる・・・」。

そこへ、くじをマジマジと見つめる新人が現れ、困った表情をしています。その様子を見てみんなが「どうした新人？」と心配そうに注目しますが、先輩だけは悪い笑顔を作って、「素直に直感で読めよ」と叫びました。勢いに押され新人が慌てて「なみはやー」と読み上げた途端、先輩は「期待どおりやってくれましたよー」と大喜び。参加者一同も爆笑。読み上げた新人は少々バツが悪そうでした。そう、答えは「浪速(なにわ)」です。「管内に「なみはやドーム」があるもんなあー間違えてもしょうがないわー」と同情の声が飛びますが、こうなると流れは先輩の思惑ど

おりに進みます。他の新人にも連鎖し「ちゅうきょう(正「中京」ななぎょう)」「かしはら(正「柏原」かいばら)」等々、珍答が飛び交いました。

なかでも珍答中の珍答が「ふんがー」でございまして、一同大爆笑。「なかなかそんな読み方せんやー」と、この余興一番の盛り上がりでした。

さて、このような読み方をしてしまった税務署名、皆様は思い付きますか？

あれから数ヶ月が経過し、今年の新人も実務経験を経てメキメキと力を付け、もちろん税務署名も正しく読めるようになりました。適正公平な課税の実現に向け、これからも将来ある新人をしつかり指導してまいります。諸行事等で新人をはじめとした若手職員が皆様と関わることもありまして「フンガイ(憤慨)せよ」「このコカワ(粉河)いがつてあげよう(この子可愛がつてあげよう)」と、長い目で温かくご指導賜りますようお願いいたします。

門真税務署 管理運営第一部門の船越でございます。公益社団法人門真納税協会の会員の皆様には、平素から税務行政につきましまして深いご理解と格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。私の所属する管理運営部門は、幅広い税目を扱うことから新規採用職員(以下、「新人」と表記します)の指導育成に適した部門として位置付けられ、毎年新人が配置されます。どのような会社、コミュニティでも同じだと思いますが、新人の指導育成は非常に難しいもので、その人の持っている能力や特性に合わせて行わなければならない、様々な工夫が必要で

新人教育の一幕』

門真税務署 管理運営第一部門 統括国税徴収官 船越 幸生



My Book 私の一冊



門真税務署 管理運営第一部門 統括国税徴収官 明田 武徳

この本は、仏教の開祖であるブツダの言葉を短い詩の形にして423句集に集めたものです。漢訳では「法句経」と言い、いろんな方が訳して本を出されていますが、特に有名なのは中村元訳(岩波文庫)や友松圓諦訳(講談学術文庫)がございまして。どういった経緯で手に取ったか記憶が定かではありませんが、40代の頃から読めば心に響くことが多いなりブツダ関連の本を読み漁るきっかけとなった本です。

仏教はブツダの話し言葉(説法)から始まったと言われており、この『ダンマパダ』は約2500年前のそのままだの話し言葉で、ただよく生きようとする人が、どのような心構えでものを、ものを考え、正しい道を進んだらよいかという基本的な指針を示した詩句です。普遍的な言葉であり現代の人にも理解しやすいと思います。

枕元に置いて気軽に付き合え、一生、手放さず繰り返し読みたい本です。



耕心塾研修風景 山本耕史先生(右上)、築山文雄先生(左上)、伊與田先生の講演(右下)、故桜井先生、伊與田先生、築山先生(左下)

る思いです。仕事に流される毎日ですが少しでも時間を見つけて学びの時間を持ちたいと思います。

山本先生からは象形文字から成り立っている漢字を現在の様に簡略化してしまおうと本来の意味を失ってしまう事を教わりました。小中学校での漢字の教え方にも大きな疑問を感じました。

築山先生からは毎回論語の解説を懇切丁寧に頂いています。

最後に耕心塾を主催されている当広報部会委員でも有る川西氏と御家族の無償の奉仕に感謝するしだいです。

給与所得の源泉徴収票の作成について

税務署に提出する、平成28年分以後の給与所得の源泉徴収票には、支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。

なお、支払を受ける方に交付する給与所得の源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しませんので、ご注意ください。

ポイント

「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された内容に応じ、支払を受ける方や、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバーなどを記載します。

(注) 配偶者特別控除が適用される配偶者の氏名及び配偶者特別控除の適用がある旨は(摘要)欄に記載しますが、その配偶者のマイナンバーは記載しません。

※ 平成28年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書に、支払を受ける方や控除対象配偶者などのマイナンバーが記載されていない場合には、源泉徴収票を作成する時点でマイナンバーの提供を受ける必要があります。

※ 税務署に提出する給与所得の源泉徴収票には16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記載しませんが、市区町村に提出する給与支払報告書には記載が必要です。

※ 平成28年の中途において退職した方に係る源泉徴収票についても、控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族に関する各欄には、上図の記載例と同様に記載します。

給与所得の源泉徴収票の記載例(抜粋)

平成28年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける方 氏名 千代田区霞が関3丁目×××	マイナンバー 123456789012
支払者 氏名 国税 太郎	法人番号 9876543210987
給与・賞与 6,847,500	控除対象扶養親族 1
控除対象配偶者 氏名 国税 花子	マイナンバー 456789012345
控除対象扶養親族 氏名 国税 次子	マイナンバー 678901234567
支払者 氏名 国税 次子	マイナンバー 789012345678

支払者のマイナンバー又は法人番号を記載します。

★給与・年金の源泉徴収票・支払報告書のeLTAXでの一括作成・提出について

平成29年1月から、地方税ポータルシステム(eLTAX)をご利用いただくと、税務署及び市区町村へ提出する給与・年金の源泉徴収票及び支払報告書を一括で作成・提出することが可能となります!

詳しくは、eLTAX ホームページ(<http://www.eltax.jp/>)又は国税庁ホームページをご覧ください。

～平成28年12月
年末調整

平成29年1月

平成28年分の源泉徴収票の作成・提出

源泉徴収事務・法定調書 マイナンバー制度
作成事務における



マイナンバー制度の導入により、事業者の方については、法令に規定された範囲で、第三者のマイナンバー(個人番号)や法人番号を取り扱うこととなります。

平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書を税務署に提出する場合には、法定調書の提出義務者及び支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。

マイナンバーの提供における本人確認

① 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、マイナンバーの確認と身元確認を行う必要があります。
※ 国税分野における本人確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

例1 マイナンバーカード(個人番号カード)(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証[※]など(身元確認)

※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上必要です。

② 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示又は写しを添付していただく必要があります(郵送により提出する場合は、マイナンバーカード等の写しを添付していただく必要があります)。

マイナンバー・特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を取り扱う場合の注意事項

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者は、マイナンバーを取り扱うこととなりますが、以下の点に注意する必要があります。

1 取得

事業者は、社会保障及び税に関する手続書類の作成など法令で定められた事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員等にマイナンバーの提供を求めることができます。

例：事業者は、従業員等の営業成績管理等の目的で、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

トラブルが多発しています!! 事業者はマイナンバーの提供を求めるに当たり、マイナンバーの利用目的を特定し、従業員や顧客に明示しなければなりません。

2 利用・提供

事業者は、社会保障及び税に関する手続書類に従業員等のマイナンバーを記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場面でのみ、マイナンバーを利用・提供することができます。

例：社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に従業員や顧客本人の同意があってもできません。

3 保管・廃棄

(1) 保管
特定個人情報は、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

例：雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けたマイナンバーは、給与所得の源泉徴収票等作成のために、翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管することができます。

(2) 廃棄
社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

例：給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は、7年間保管することとされており、その間は特定個人情報の保管ができますが、その後はできるだけ速やかにマイナンバーを廃棄又は削除する必要があります。

4 安全管理措置

マイナンバー・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

例：経理的・人的安全管理措置
例：物理的・技術的安全管理措置
マイナンバーを取り扱う担当者を明確にして、担当者以外がマイナンバーを取り扱わないようにする。
特定個人情報が記載された書類を、施設可能な限り保管する。マイナンバーを取り扱う担当者以外の人は、情報にアクセスできない措置を講じる。

★ 特定個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要となります。

このパンフレットの内容は、平成28年7月現在の法令に基づいて作成しています。

**個人事業税の第2期分の納期限は11月30日(水)です。
期限内に納付していただきますよう、よろしくお願いいたします。**

8月に個人事業税の納税通知書に同封してお送りさせていただきました第2期分の納付書にて納期限までにお納めください。

※口座振替をご利用いただいている場合は、納付書は送付していません。
※年間の税額が1万円以下の場合は、第2期分の納付書はありません。

■事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードが印刷されたもの(30万円以下のもの)については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン(五十音順)

■「Pay-easy(ペイジー)」マークが表示されている納付書は、府が指定する金融機関のATMやインターネットバンキングをご利用して納付することができます。



■個人事業税の納付には、便利で安心、そして確実な口座振替制度をご利用ください!

個人事業税のよくある質問

Q.個人事業税の課税対象となる不動産貸付業、駐車場業の認定基準について教えてください。
A.不動産の貸付けにあっては次の(表1)、駐車場の貸付けにあっては(表2)に記載したそれぞれの基準以上のものが不動産貸付業、駐車場業となります。なお、共有不動産の貸付けを行っている場合は、共有者の持分ごとではなく、共有不動産全体について次の基準が適用されます。

1 不動産貸付業の認定基準(表1)

貸付けの態様		基準	
建 物	住 宅	①アパート、貸間等の一戸建住宅以外の住宅	10室
		②一戸建住宅	10棟
	住 宅 以 外	③独立家屋以外の建物	10室
		④独立家屋	5棟
土 地	⑤住宅用	貸付契約件数が10件又は貸付面積が2,000平方メートル(注)	
	⑥住宅用以外	貸付契約件数が10件(注)	
⑦上記①～⑥を併せて貸付けている場合		室数、棟数又は土地の貸付契約件数の合計数が10件(注)	
⑧上記①～⑦の基準未達の建物の貸付けを行っている場合においても、当該建物の貸付総面積が600平方メートル以上で、かつ当該建物の貸付けに係る賃貸料収入金額が年1,000万円以上である場合(収入金額には、一時に收受する権利金や更新料などは含みません。)			

(注)一の契約により、2以上の画地(道路、囲い、垣根などにより明らかに他と区画された土地)を貸付けている場合には、画地の数が貸付契約件数となります。

2 駐車場業の認定基準(表2)

貸付けの態様	基準
建築物でない駐車場(青空駐車場)	収容可能台数 10台
建築物である駐車場(機械式を含む)	収容可能台数 1台

- 不動産貸付業、駐車場業の貸付基準には、空家・空室等も含まれます。
- 共有不動産の貸付けを行っている場合は、共有者の持分ごとではなく、共有不動産全体の貸付状況が基準となります。

詳しくは、大阪府のホームページをご覧ください。

(府税ホームページ「府税あらかると」 <http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte>)

(お問い合わせ先) 大阪府北河内府税事務所 個人事業税課 TEL.072-844-1331

年末調整は大事な手続きです。正しく行いましょう!

今年も年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」は、御承知のとおり、給与の源泉徴収の総決算ともいえるべきものです。

大部分の給与所得者は、「年末調整」によってその年の所得税及び復興特別所得税の納税が完了し、確定申告の手続きをとる必要がないことから、非常に大切な手続きです。

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限について

●給与や報酬などを支払った月の翌月10日

●「納期の特例の承認」を受けている場合

1月から6月までの分…7月10日

7月から12月までの分…翌年の1月20日

※なお、この納期限の日が、日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。



平成28年度 年末調整説明会 開催日程

日 時	場 所	対 象 者
11月21日 (月曜日)	14時00分～16時00分 守口文化センター エナジーホール (守口市河原町8-22)	守口市・門真市の方
11月22日 (火曜日)	14時00分～16時00分 大東市立市民会館 キラリエホール (大東市曙町4-6)	大東市・四條畷市の方

年末調整関係の送付書類に関するお知らせ



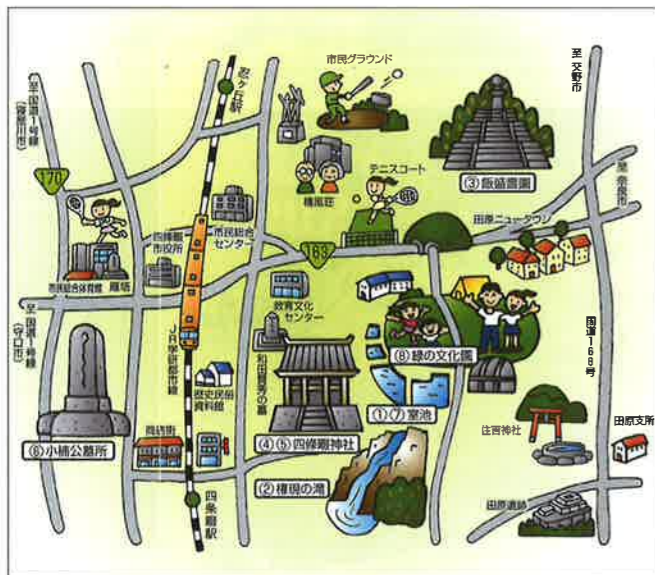
10月下旬から11月上旬に法人の源泉徴収義務者に対して送付している年末調整関係書類等につきまして、送付部数を変更させていただきました。

年末調整関係書類(扶養控除申告書等)は、昨年まで各8枚送付していたものを各1枚に変更しました。給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)は、昨年まで給与支給人員が100人までの法人に送付していましたが、本年から給与支給人員41人以上の法人には送付しないこととなりました。

用紙が必要な場合は、年末調整関係書類につきましては、税務署窓口で入手するか国税庁ホームページ及び送付分を複写して使用してください。また、給与所得の源泉徴収票については、市町村等又は税務署窓口で入手していただくようお願いいたします。

豊かな自然と歴史ロマン溢れる四條畷名所八景めぐり

四條畷八景と名所旧跡マップ



四條畷最大の魅力は四季を通して、豊かな自然と歴史ロマン溢れる見どころ一杯！。大阪の都市部から近く、公共機関のアクセスも整っており、ハイキングを楽しむ多くの人々が訪れています。中でも市域の3分の2を北生駒山地に囲まれ山の自然を満喫できます。又、古代からの遺跡も数多く発掘され、史跡文化財も見どころ。昔をしのぶ街道も清滝街道、東高野街道への道しるべが至る所に残っており気軽に散策することも魅力です。

四條畷八景

- ①自然のオアシス「室池」②歴史伝説が残る「権現の滝」③桃源郷と称された田原の里の「霊園の桜」④四條畷神社内の「飯盛桜」⑤楠木正行公を主祭神とした「四條畷神社」⑥大阪府の文化財に指定の大樹を誇る「小楠公の楠」⑦澄んだ池と落葉樹の森を観察する「室池散策路」⑧府民の森と親しまれる「緑の文化園」四季を通して楽しむことができます。
- (資料提供：四條畷市)



①自然のオアシス 室池 ②伝統を静かに語る 権現の滝 ③田原の郷に映える 霊園の桜 ④春の温もり 飯盛桜
⑤緑と歴史を語る 四條畷神社 ⑥大樹を誇る 小楠公の楠 ⑦市民が憩う 室池散策路 ⑧子どもの笑顔が輝く 緑の文化園

JR学研都市線四條畷駅より徒歩5分

ピッコロ・カンフォロ

オーナーシェフ 中田竜史さん(40)

店名も小楠公に因んでピッコロ(小さい)カンフォロ(楠) 歴史漂う小粋な佇まい、味も抜群! イタリアの地方料理が女性客に大評判!



上左/店内のテーブル席 上中/ランチセットメニュー 上右/玄関
下左/中田さんと協会広報役員 下中央/コースセット 下右/入口のオブジェと厨房



オーナーシェフの中田竜史さん



イタリア料理 ピッコロ・カンフォロ

PICCOLO CANFOROLA CUCINA ITALIANA

住 所：〒575-0023 大阪府四條畷市楠公2-9-16
JR学研都市線四條畷駅より徒歩5分
電 話/Fax：072-879-6800
営業時間：ランチ 11:30~14:00(ラストオーダー)
ディナー 17:30~21:00(ラストオーダー)
定休日：毎週 日曜日、月曜日
ホームページ：http://piccolocanforola.jp/
E-mail：info@piccolocanforola.jp

四季の旬取り入れた イタリアン料理が大人気

JR四條畷駅より徒歩5分、四條畷神社すぐ近くにある、イタリア料理店ピッコロ・カンフォロ(オーナーシェフ、中田竜史さん)はオープンして7年。天保3年(1832年)、寝屋川市(現)池田に庄屋宅として建造され、明治35年に現在の住所に移築。昭和61年、建築家の山本純弘氏によって改装されたギャラリースペース「池田屋」として蘇ったものを平成21年に新たにイタリアン・レストラン、ピッコロカンフォロとして開店。オーナーシェフの中田さんも四條畷で生まれ育った純粋の畷っ子。
辻学園を卒業後、東京銀座でイタリア料理を修業後、地元四條畷へ帰ってイタリア料理店をオープン。
歴史の街、四條畷の風景に溶け込み、イタリアの地方料理でもてなす数々の料理に魅せられ、訪れるお客も圧倒的に女性客で一杯！。品数も豊富で約40種類。前菜、パスタやピザも大好評、又自家製のペーコンも美味。
店内もおしゃれで、料理を味わう雰囲気も良く気軽にに入れて、料理に合うワインも品数豊富で、最も好まれるのがカベルネ・ソーヴィニヨン。
秋の旬の食材は「サンマに栗」を取り入れたイタリア料理を是非お薦めします。

納税協会メールマガジン毎月好評配信中! 無料!

納税協会では、会員のみなさまに役立つ情報と税のトピックスなどをお届けする「納税協会メールマガジン」を毎月1回配信しています。

できる社長さんの基礎知識 日常業務を「カイゼン」しよう

日常業務の中で、自分では効率的にやっているつもりでも、意外とムダな動きや効率の悪いことをしている場合があります。仕事の効率をアップさせるさまざまな取組をご紹介します。
(例)・段取り力をアップさせる ・デスク回りを「カイゼン」する ・ルーチンワークを効率よくこなすなど

経営者のためのすぐに役立つマンスリー税の素

ビジネスですぐに活用できる、税の知識をピックアップ。税理士の、簡潔で分かりやすい解説が、忙しい方にピッタリです。
その他、忘れがちな税のカレンダーや税務関連書籍の最新情報をお届けしています。

会員登録はカンタン

1. 納税協会ホームページで配信登録

- ①納税協会ホームページへアクセス <http://www.nouzeikyokai.or.jp/>
- ②トップページ下部「メールマガジン好評配信中!」をクリック
- ③表示されたページ下部「メールマガジン配信登録フォーム」に所要事項を入力して送信

2. 電子メールで配信登録

- 件名を「メールマガジン配信希望」として
 - ①お名前 ②会社名(事業所名) ③役職
 - ④ご所属の納税協会名 ⑤配信希望のアドレス
- を入力いただき、info@nouzeikyokai.or.jpに電子メールを送信

登録後、翌月号からメールマガジンを配信いたします。
なお、登録いただいた個人情報は、メールマガジンの配信及び管理にのみ使用します。



Daiwa House Ausutoralia Pty Ltd の鈴木氏と大塚氏より大和ハウス工業株の海外展開、オーストラリアでの不動産投資等に説明を受ける。



ミセスマッコリーズチェアからオペラハウスをバックに参加者一堂



オーストラリアで最初のカトリック教会「セントメアリー大聖堂」



ウエルシュ公認会計士事務所ブライアン・ウエルシュ氏よりオーストラリアの税制について、オーストラリア貿易投資促進庁の佐々木利カ氏より「オーストラリアに暮らす」のテーマで研修が行われた。



総務部会 研修会

第33回海外税務研修 9月21日(水)～26日(月)

9月21日(水)～26日(月)第33回海外税務研修(オーストラリア)を、谷中総務部会長を団長として総数20名の参加者で開催いたしました。

今回は、大和ハウス工業株のシドニーでの現地視察とウエルシュ公認会計士事務所を迎えての税務研修会を開催いたしました。

シドニーは日本に比べあらゆる物価が高く、住宅に関してはさらに高いようです。マンション等については、政府の開発規制が厳しく、現地パートナーと一緒に開発されているとのこと。

オーストラリアの税制については、所得税は個人も法人もともに連邦政府のレベルでのみ課税され、法人の利益に対する実効税率は、日本を含めたOECD諸国より低いとのこと。また、オーストラリアは、研究開発について手厚い優遇税制があり、欠損金の繰り越しは無期限に認められている。オーストラリアには相続税も贈与税もない旨の説明がなされた。

個人資産税部会 研修会

簿記教室

10月4日(火)～13日(木)

10月4日(火)～13日(木)の4日間コースで簿記教室を納税協会3階会議室に於いて、税理士会派遣の税理士を講師にむかえ、簿記教室を開催いたしました。



広報部会 研修会

管外研修と役員会

10月7日 金曜日

広報部会役員管外研修として、五代友厚ゆかりの地を巡り、引き続き、五代友厚プロジェクト映画実行委員会の鈴木トシ子氏、講師の旭堂南鷹氏よりの講話並びに役員会を開催いたしました。



大同生命本社ビル1階特別展示「大同生命の源流・加賀屋と広岡浅子展」



五代友厚ゆかりの地、大阪株式取引所跡の五代の銅像前にて



五代友厚プロジェクト映画実行委員会の鈴木トシ子氏



講師の旭堂南鷹氏より五代友厚の特別講話



《表紙写真》 オーストラリアを代表する世界遺産、オペラハウス 撮影：竹之下 三生 1956年に、国立オペラ劇場を作るために、デザインを公募し、世界32カ国から233件あった応募の中から選ばれたのは、帆船のような印象的なデザイン。2007年に、オーストラリア国内で17番目の世界遺産に選ばれ、撮影スポットとして人気を博しています。

青年部会 研修会

人間力養成講座

9月1日 木曜日

納税協会3階会議室に於いて第4講を開催。「老子」に学ぶ、ダーウィンに学ぶをテーマに62名の受講者が熱心に受講されていました。



法人部会 研修会

7・8月決算法人説明会

9月9日 金曜日

納税協会3階会議室に於いて、決算期別説明会を開催。門真税務署担当官より、決算における留意点、源泉徴収事務等について説明がなされました。



広報部会 青年部会 広報

大東市民まつりに参加

9月18日 日曜日

JR住道駅前の末広公園にて開催された大東市民まつりに協賛出展し、税のPRと税金クイズを行いました。



あいにくの雨模様の中、多くの市民の方が税金クイズに挑戦され、また、税のPR等を実施しました。

総務部会 交流会

なにわ淀川花火大会交流会

8月6日 土曜日

十三会場で行われた第28回なにわ淀川花火大会会員交流会に、216名の会員の皆様が集い花火を鑑賞し楽しい時間を過ごされました。



青年部会 意見交換会

青年会議所との意見交換会

9月1日(木)、9月8日(木)、9月29日(木)

管内3青年会議所(守口門真青年会議所・四條畷青年会議所・大東青年会議所)と門真税務署幹部との意見交換会を、青年部会役員を交えて開催しました。



(左上) 9/1 守口門真青年会議所との意見交換会 (右上) 9/8 四條畷青年会議所との意見交換会 (左下) 9/29 大東青年会議所との意見交換会

協会事業のご案内

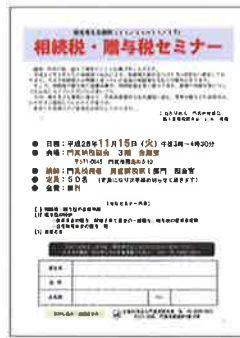
11月

○9・10・11月決算法人説明会

◇日時 11月9日(水) 午後2時～
◇場所 納税協会3階会議室

○相続税・贈与税セミナー

◇日時 11月15日(火) 午後3時～
◇場所 納税協会3階会議室



○間税部会研究会 (消費税関係)

◇日時 11月17日(木) 午後1時30分～
◇場所 納税協会2階会議室

○法人部会特別研修会

◇日時 11月18日(金) 午後4時30分～
◇場所 ホテルアゴラ大阪守口



○記帳説明会

(事業所得者)
◇日時 11月15日(火) 午後2時～
◇日時 11月16日(水) 午前10時～

(不動産所得者)

◇日時 11月17日(木) 午後2時～
◇日時 11月18日(金) 午前10時～
◇場所 門真税務署別館

○青年の集い北近畿大会

◇日時 11月25日(金) 午後2時30分～
◇場所 舞鶴市総合文化会館他

○間税部会見学会

◇日時 11月28日(月) 午前9時～
◇行先 サントリー(株)京都ビル工場他



○青年部会年末講演会

◇日時 12月7日(水) 午後4時30分～
◇場所 松心会館

〈お申込み・お問い合わせは、
納税協会事務局へ〉

(06-6908-0631)

12月



<http://www.yuwasha.co.jp>

SUPPLY CHAIN MANAGEMENT

企画・デザインからWEB・印刷・加工・流通まで
ニーズに合わせてトータルマネジメント

▶ **プランニング**
綿密な打ち合わせにより、お客様のニーズを的確に把握し、問題点を抽出した上で対策を練り、発想を充分に広げて、オリジナリティあふれるプランを提案します。

▶ **流通**
仕分け、梱包、荷捌き、保管、配送までをシステム化し、少量・多品種化する貨物にも、きめ細かなサービスで対応しています。

DESIGN・DTP

▶ **デザイン・DTP**
経験豊かなデザイナーが、優れたデザイン技術により、イメージを視覚化します。情報伝達に優れ、なおかつ見るものを引きつける魅力のあるデザインを制作します。

PLANNING

**TOTAL
FLOW
DIRECTION**

PRINTING・PROCESSING

▶ **印刷・加工**
コスト面や納期などに合わせた印刷機を選定します。また、地球環境に優しい印刷機を使用することによって、お客様への付加価値をより高めます。また商品の仕上がりには、多種多様な加工工程があり、特別な印刷・加工技術にも対応致します。

DISTRIBUTION

DIGITAL SOLUTION

▶ **デジタルソリューション**
企業におけるウェブの活用性を重視し、その価値を高める為に印刷物やDTPとデジタルコンテンツを連動させ、あらゆる問題を解決するプランを提案します。

株式会社 祐和社

〒570-0042 守口市寺方錦通2丁目11番22号 TEL 06-6992-0466(代) FAX 06-6992-1271 E-mail info@yuwasha.co.jp

税と繁栄
2016年(平成28年)10月発行 258号 発行日:平成28年10月20日
発行元:公益社団法人 門真納税協会(守口市・門真市・大東市・四條畷市)広報部 門真市殿高町9番10号 TEL:06-6908-0631
題字:上野山 美会長 編集人:藤本和俊 発行人:辻仁志 印刷:祐和社